

気象センサー事業業務委託公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、気象センサー事業業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

気象センサー事業業務委託

(2) 目的

本事業では、まちなか（熊谷駅周辺の中心市街地エリア）について、風・温熱環境を可視化し、市民及び来訪者へ、スマホを通じてヒートスポットの回避や涼める場所へ誘導を促す情報提供システムの構築を目的とする。

(3) 内容

ア 気象センサーのデータ取得と活用方策について

本市の気象状況を理解したうえで、市内8地点から気象データを取得し、実現可能かつ本市に有益となる活用方策を提案すること。

イ 風・温熱環境シミュレーションの作成について

3D都市モデルを活用し、気象状況に応じた風・温熱環境シミュレーションを作成すること。

ウ 実装するウェブアプリ等の開発について

風・温熱環境シミュレーション等の情報を発信するウェブアプリ等開発すること。また、くまぶら（LINEアプリ）との連携を図り、令和6年1月までに実装すること。

ただし、ウェブアプリ等とくまぶらを繋ぐシステムは市が用意することとする。

(4) 期間

令和5年5月契約日から令和6年3月31日まで

3 予算額

業務等に要する費用の上限は16,227,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル競争方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続きの申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255

号) に基づく再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 過去3年度間に(令和2年4月1日から令和5年3月31日) に自治体で3D都市モデルを活用した気象シミュレーションを扱う事業を受託し、完了した実績があること。

(7) (1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登録の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるとき

は、当該プロポーザル競争に参加することができる。

ア 概要書（参考様式 1）

イ 使用印鑑届（参考様式 2）

ウ 履歴事項全部証明書

エ 財務諸表

オ 直近年度の法人市民税（事務所が市内にある場合のみ）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 業務経歴書

6 参加申込手続

(1) 提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 参加申込書（様式 2） 1 部

イ 会社等概要整理表（様式 3） 1 部

ウ 業務実績等報告書（様式 4） 1 部

エ その他参加資格に必要な書類 1 部

(2) 提出期限 令和 5 年 4 月 2 6 日（水） 1 7 時まで

(3) 提出先 環境部環境政策課

(4) 提出方法 参加申込事業者は提出書類に必要事項を記入・押印のうえ提出期限までに提出先に直接持参する。

7 参加資格の審査方法及び審査結果の通知

参加申込者の参加資格を本要領に基づき審査し、申込者全員に審査結果を通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式 1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。送信後、必ず環境政策課に電話し着信を確認する。なお、電話による質問は一切受け付けない。

- (2) 質問期限 令和 5 年 4 月 2 0 日（木） 1 2 時まで
- (3) 提出先 環境部環境政策課
- (4) 回答方法 ホームページにて公表する。
- (5) 回答日 令和 5 年 4 月 2 4 日（月） 午前 1 2 時

9 企画提案手続

プロポーザル競争への参加資格が認められた者は、提出期限までに次の書類を提出する。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（表紙：様式 5、内容は A4 任意様式）
8 部（正本 1 部 副本 7 部）
 - イ 見積書
8 部（正本 1 部 副本 7 部）
 - ウ 業務従事者実績調書（様式 6）
8 部（正本 1 部 副本 7 部）
- (2) 提出期限 令和 5 年 5 月 1 2 日（金） 午後 5 時まで
- (3) 提出先 環境部環境政策課
- (4) 提出方法 持参により提出すること。

10 企画提案書作成方法

- (1) 提案書の構成
 - ア 企画提案書は 1 者につき 1 点とする。
 - イ 企画提案書の正本は、押印のある企画提案書提出書（様式 5）を表紙とすること。副本は白紙を表紙とし、事業者名等を一切記載しないこと。
 - ウ 企画提案書には提案者が特定できる表現及び表示等を用い

ないこと。

エ 企画提案書作成に関する留意事項

(ア) 業務の実施方針、業務実績、支援体制について

- ① 本業務委託を遂行するため、受託者としての具体的な実施方針を記載すること。
- ② これまでの業務実績と本事業の支援体制について記載すること。
- ③ A4 版任意様式 6 ページ以内に記載すること。

(イ) 実施スケジュール

- ① 委託期間を契約確定日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日として、本市と契約締結した場合の業務の実施スケジュールを記載すること。
- ② 業務の実施手法及び実施スケジュールについて具体的に記入すること。
- ③ A3 版任意様式 1 ページ以内に記載すること。

(ウ) 特定テーマについて

各設問 A4 版任意様式 2 ページ以内（合計 6 ページ以内）で設問に対する対応策等について提案内容を記載すること。

- ① 気象データの取得と活用方策について
本市の気象状況を理解したうえで、市内 8 地点から気象データを取得し、実現可能かつ本市に有益となる活用方策について記載すること。
- ② 風・温熱環境シミュレーションの作成について
本市において、3D 都市モデルを活用し、気象状況に応じた風・温熱環境シミュレーション作成に向けた考えられる課題、留意事項とその対応案について記載すること。

③ 実装するウェブアプリ等の開発について

風・温熱環境シミュレーション等の情報を発信するウェブアプリ等を開発し、くまぶら（LINE アプリ）との連携を図り、令和6年1月までに実装するために考えられる課題、留意事項とその対応案について記載すること。

オ その他

- (ア) 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解ができる内容とすること。提案書に記載する内容は全て本事業における実施義務事項となる。
- (イ) 説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
- (ウ) 書式の縦・横、印刷のカラー・白黒は問わない。
- (エ) ページ番号を付して作成すること。
- (オ) 図表等については、必要に応じて A3 判横書きでも可とするが、折り込むこと。
- (カ) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (キ) 企画提案書等の返却は行わない。
- (ク) 企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

11 審査方法

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により審査する。

(1) 一次審査

ア 審査方法

一時審査のため提出された参加申込書、会社等概要書及び

業務実績について、環境政策課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

イ 通知

(ア) 通知方法

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通知」を行う。なお、一時審査で各条件に満たさなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

(イ) 日時

令和5年4月28日（金）に書面で通知する

(2) 二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により気象センサー事業業務委託プロポーザル審査委員会が審査する。

ア 審査方法

(ア) 日時

令和5年5月18日（木）

詳細は「二次審査に関する通知」で行う。

(イ) 場所

熊谷市役所本庁舎303会議室（予定）

(ウ) プレゼン及びヒヤリング時間

各社30分以内（プレゼンテーション20分以内、委員からの質疑10分以内）

(エ) 内容

提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。

(オ) その他

特別な理由がなく、開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、「風・温熱環境シミュレーションの作成に関する提案」の点数が最も高い者を契約候補者とする。更に同額の場合、見積金額の最も低い者を契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者が次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目	配点
業務実績、支援体制について	10点
気象データの取得と活用方策に関する提案	15点
風・温熱環境シミュレーションの作成に関する提案	35点
実装用ウェブアプリ等の開発に関する提案	20点
提案価格	20点 × 最低提案価格 / 提案価格
合計	100点

(エ) 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとの配点により評価を行い、審査要領で定める評価項目の点数化方法により

点数化する。また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入する。

(オ) 最低基準点の設定

参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
ただし、最低基準点については、6割以上とする。

(カ) プロポーザル参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下の通りとする。

(ア) パソコン等は提案者が用意すること。

(イ) スクリーン及びプロジェクターは、市が用意する。

12 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和5年5月下旬

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

オ 気象センサー事業業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

13 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

15 その他

- (1) 言語及び通貨単位
 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
 書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。
- (3) 参加辞退の場合
 参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞

退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに環境政策課あてに提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

16 日程

令和 5 年 4 月 1 3 日（木）実施公告及び参加申込及び質問開始

4 月 2 0 日（木）質問締切

4 月 2 4 日（月）質問に対する回答

4 月 2 6 日（水）参加申込及び一次審査提出書類提出
締切

4 月 2 8 日（金）一次審査結果通知

5 月 1 2 日（金）二次審査提出書類締切

5 月 1 8 日（木）プレゼンテーション審査

5月4週目 選定委員会へ報告
5月下旬 選定結果通知

17 問合せ先

熊谷市環境部環境政策課

住 所：〒360-0192 熊谷市江南中央1丁目1番地

電 話：048-536-1547

F A X：048-536-2009

E-mail：kankyoseisaku【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。